

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200609号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300001号

第1 結論

請求者のA社B支店(C社D出張所から名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年9月21日から昭和34年10月1日まで

私は、C社D営業所E支店に昭和22年6月1日から同社が解散した昭和34年10月1日まで継続して勤務していた。解散時の事業所名称は、F社E支店だったと思う。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和22年6月1日からC社D営業所E支店(解散時の事業所名称は、F社E支店)が昭和34年10月1日に解散するまで同社に勤務していたとしているところ、請求者及び請求者が同僚として氏名を挙げている複数の者の氏名がC社D出張所E支店及びC社D出張所から名称変更したA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳において、請求者が昭和22年6月1日にC社D出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者が請求期間に勤務していたとする事業所は、A社B支店であると判断できるものの、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者は、昭和25年9月21日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が再度、同社において被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載はない上、同社は、昭和26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

なお、請求者が解散時の事業所名称として挙げているF社E支店が、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、C社及びA社の業務を引き継いだとするG社の事業主は、当時の資料がなく、請求期間における請求者の勤務状況、届出、保険料納付及び保険料控除については不明であると回

答している。

加えて、請求者が同僚として氏名を挙げた 21 名のうち連絡先が確認できた 1 名の同僚は、請求者のことは覚えているが、請求者の勤務期間等については古いことなのでわからない旨回答している上、A社B支店において被保険者期間を有する者のうち連絡先が確認できた 3 名に照会を行ったものの、請求者が請求期間において同社に勤務していたこと及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。